

〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F  
 TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789  
 Email info@yodogawaroukyou.gr.jp  
 URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp



当協会の  
Facebook を開設  
しました！  
最新の人事労務  
ニュースを配信  
しております。



## Monthly Hot News

### 2023年度からの障害者雇用率の設定等について

#### 1. 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(2024年4月以降)

2023年度からの障害者雇用率は、2.7%となります。

ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、2023年度においては2.3%で据え置き、2024年度から2.5%、2026年度から2.7%と段階的に引き上げることとなります。

	2023年度	2024年4月	2026年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<b>2.5%</b> ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	<b>40.0人以上</b>	37.5人以上

※ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

#### 2. 除外率が引き下げられます。(2025年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、2025年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<b>5%</b>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<b>10%</b>
・港湾運送業 ・警備業	<b>15%</b>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<b>20%</b>
・林業（狩猟業を除く）	<b>25%</b>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<b>30%</b>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<b>35%</b>
・石炭・亜炭鉱業	<b>40%</b>
・道路旅客運送業 ・小学校	<b>45%</b>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<b>50%</b>
・船員等による船舶運航等の事業	<b>70%</b>

### 3. 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

#### ◆ 精神障害者の算定特例の延長（2023年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

#### ◆ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（2024年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

#### 【Q&A】厚労省リーフレット（障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について）より抜粋

Q1： 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1： ① 2024年度分の障害者雇用納付金について

（※申告期間：2025年4月1日から同年5月15日までの間）

新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。

② 2026年度分の障害者雇用納付金について

（※申告期間：2027年4月1日から同年5月17日までの間）

2026年6月以前については2.5%

2026年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2： 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

A2： 国や地方公共団体等の法定雇用率については、2023年度は2.6%、2024年4月1日から2.8%、2026年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、2023年度は2.5%、2024年4月1日から2.7%、2026年7月1日から2.9%となります。

## 2023年4月から出産育児一時金が引き上げられます

健康保険法施行令の改正（2023年4月1日施行）により、2023年4月1日出産分から、出産育児一時金が50万円（産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合や妊娠週数22週未満で出産された場合の出産育児一時金は48.8万円）に引き上げられます。

	2023年4月1日 以降の出産の場合	2022年1月1日から 2023年3月31日 までの出産の場合
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降に出産（※1）した場合	1児（※2）につき 50万円	1児につき 42万円
産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合	1児につき 48.8万円	1児につき 40.8万円
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週未満で出産した場合		

（※1）＜出産とは＞

- 健康保険でいう出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶を言います。また、正常な出産、経済上の理由による人工妊娠中絶は、健康保険による診療（療養の給付）の対象からは除かれますが、出産育児一時金の対象にはなりません。
- 被保険者が被保険者の資格を失ってから6ヶ月以内に出産された場合にも、被保険者期間が継続して1年以上ある場合には、出産育児一時金が支給されます。
- 被保険者が、妊娠中（85日以後）、業務上又は通勤災害の影響で早産したような場合、労災保険で補償を受けたとしても、出産育児一時金は支給されます。

（※2）多胎児を出産された場合には、出産された胎児数分だけ支給されますので、双生児の場合は、2人分が支給されることとなります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度によるマルチ高年齢被保険者（※）についても、労働保険料の計算に含む必要がございます。対象者がいる場合は、当協会担当者までご連絡をお願いいたします。

（※）複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者で、2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上且つ2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上要件を満たし、本人からハローワークに申出を行うことで雇用保険の被保険者となった労働者